仙医発第３９７号

令和４年１０月１４日

各　　位

一般社団法人 仙台市医師会

会長　安　藤　健二郎

季節性インフルエンザワクチンの供給について（お願い）

および今冬のインフルエンザワクチン接種対象者への呼びかけについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

季節性インフルエンザワクチンの供給については仙台市保健所長より、今冬のインフルエンザワクチン接種対象者への呼びかけについては厚生労働省より周知依頼がございましたので、裏面および別添にてお知らせいたします。

担当：〒984-0806　仙台市若林区舟丁 64－12
TEL：022-227-1531　FAX：022-267-5193
一般社団法人仙台市医師会
事業課　及川・小笠原

Ｒ４健保感第1337号
令和４年９月26日

市内医療機関管理者様

仙台市保健所長　林　敬
（公　印　省　略）

季節性インフルエンザワクチンの供給について（お願い）

日頃より本市の保健衛生行政につきまして，ご理解とご協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

標記の件について，厚生労働省より下記の概要の通知がありましたので，お知らせいたします。つきましては，通知の内容に十分にご配慮いただき，予防接種を実施していただきますようお願い申し上げます。

なお，当該通知につきましては，厚生労働省ホームページにも掲載されておりますのでご確認お願いいたします。

※　https://www.mhlw.go.jp/content/000929072.pdf

記

１　ワクチンの製造予定量について

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの供給予定量は，令和４年８月時点で約3,521 万本（１mL を１本に換算）の見込みであり，記録が残る中では過去最大の供給量が見込まれています。

また，今年度は９月第５週（週を数える基準日は金曜日）の時点で約1,670 万本が，10 月第４週の時点で約3,110 万本が出荷可能と見込まれており，比較的早期にワクチンが供給されるスケジュールとなっています。

２　ワクチンの安定供給に係る対策について

今年度のワクチンの供給量については，記１のとおり十分な量が見込まれているものの，南半球のオーストラリアで例年より早くインフルエンザの流行が確認されたことや新型コロナワクチンとの接種間隔に係る規定が廃止されたこと等によりワクチン需要が増加する可能性を踏まえると，昨年度と同様にワクチンの効率的な使用と安定供給が重要であることから，以下の点に留意をお願いします。

（１）13 歳以上の者が接種を受ける場合には，医師が特に必要と求める場合を除き「１回注射」とすること。

（２）同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については，ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で，その効率的な使用に努めること。なお，このような製品に関して，既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は，最初の吸引日時を確認し，最初の吸引から 24 時間を経過していた場合には使用せず，適切に廃棄すること。

（３）前年の納入時期及び使用実績を正確に把握した上で，必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎むこと。
また，ワクチンの予約・注文は，接種希望者から申し込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいこと。

（４）接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え，その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため，返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

担当：〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目 7-1
仙台市保健所感染症対策室予防係　鈴木
電話：022-214-8452　ＦＡＸ：022-211-1915

事　務　連　絡

令和４年９月 16 日

各 都道府県 / 市町村 / 特別区 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて

今冬のインフルエンザについては、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されており、日本感染症学会からは積極的なインフルエンザワクチンの接種が推奨されています。このような中で、今冬のインフルエンザワクチンは、記録が残る中で最大の供給量となる約 3,521 万本を確保できる見込みです。

インフルエンザワクチンについては、65 歳以上の方等[1]が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期接種対象者となっています。次のインフルエンザ流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者の方々がインフルエンザワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種の時期についての呼びかけを行うことといたしました。

貴職におかれましては、予防接種法上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、インフルエンザワクチンの円滑な接種に向けて、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

[1] ①65 歳以上の者又は②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第１条の３及び予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第２条の２）

（参考） ９月５日の合同部会（厚生科学審議会感染症部会及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会）の議論の概要

１．現状について

○　今冬のインフルエンザについては、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されており、日本感染症学会からは積極的なインフルエンザワクチンの接種が推奨されています。このような中で、今冬のインフルエンザワクチンは、記録が残る中で最大の供給量となる約 3,521 万本を確保できる見込みである。

○　インフルエンザワクチンについては、65 歳以上の方等が予防接種法に基づく定期接種対象者となっている。

○　このため、次のインフルエンザの流行に備え、予防接種法に基づく定期接種対象者に、インフルエンザワクチンの接種を希望する場合は、その機会を逸することのないよう、接種の時期について次のように呼びかけを行うこととする。

２．インフルエンザワクチン接種の呼びかけについて

○　原則として、予防接種法に基づく定期接種対象者（65 歳以上の方等）の方々でインフルエンザワクチンの接種を希望される方は、接種の予約を取った上で、早期に接種を行うよう呼びかける。

（※）自治体によってはワクチンの接種開始時期が異なり得ること。

○　なお、これら以外の方々についても、定期接種対象者（65 歳以上の方等）の方々の接種が完了するのをお待ちいただく必要はない。

３．留意事項について

○　厚生労働省では、インフルエンザワクチンの接種時期の呼びかけについて、厚生労働省のホームページやリーフレット（別添）等を用いて周知することとしている。これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、広く周知を行うこと。

○　このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの適切な着用、手洗い、三密の回避や換気などの基本的感染対策について、厚生労働省のホームページやリーフレット等を用いて周知している。これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、広く周知を行うこと。

（参考）今冬のインフルエンザワクチンの優先的接種の呼びかけ
Ｑ＆Ａについて

Ｑ１．季節性インフルエンザワクチンは供給不足なのでしょうか。

○　2022/2023 シーズンのインフルエンザワクチンの供給については、４価ワクチンに変更された平成 27 年度以降で最大の供給量となる約 3,521 万本（成人で１回接種の場合、約 7,042 万回分）を確保できる見込みで、これは統計のある平成８年以降、最大だった一昨年度の使用量（約 3,274 万本）と比較して、約８％多い量になります。

○　厚生労働省では、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、インフルエンザワクチンの供給量を確保するとともに、効率的なワクチン接種を推進していきます。

Ｑ２　インフルエンザワクチン接種の呼びかけ対象者以外の方は、ワクチンを接種してはいけないのでしょうか。

○　呼びかけの対象者以外の方がインフルエンザワクチン接種を希望する場合、接種を妨げるものではありません。

Ｑ３　呼びかけの対象者は必ずインフルエンザワクチン接種しないといけないのでしょうか。

○　インフルエンザワクチン接種の呼びかけを受けて、必ず接種しなければならないものではありません。

○　インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザの重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態等によっては副反応などが生じる場合もありますので、かかりつけ医などと相談しつつ、接種を検討いただくようお願いいたします。

令和４年９月

季節性インフルエンザワクチンに関するお知らせ
～接種を希望される高齢者のみなさまへ～

定期接種対象者（65歳以上の方等）注で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方は、お早めに接種をお願いします。

南半球のオーストラリアでは、例年よりも数か月早くインフルエンザの流行が確認されています。インフルエンザワクチンにはインフルエンザの重症化を防ぐ効果があります。

注　65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

※　定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認下さい。

※　接種を希望される定期接種対象者以外の方も接種を行うことが可能です。

皆様へのお願い

・　新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されることから、マスクの適切な着用、手洗い、三密の回避や換気などの基本的感染対策の徹底もお願いします。

・　接種に当たっては、あらかじめ医療機関に**お電話等でご連絡いただき、予約**をお願いします。

・　インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いします。

・　インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同日に接種することが可能です。
　※　新型コロナワクチンについては前回接種からの間隔等の要件があることから、必ず同日に接種できるわけではありません。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare